

猪名川町告示第7号

猪名川町安心キットいなぼう配付事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年2月5日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町安心キットいなぼう配付事業実施要綱の一部を改正する要綱

令和8年2月5日

要綱第5号

猪名川町安心キットいなぼう配付事業実施要綱(平成24年要綱第30号)の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第5条第2項を次のとおり改める。

- 2 申請書は猪名川町生活部福祉課において備え、同場所において安心キットを配布する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

猪名川町安心キットいなぼう配付事業実施要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(配付対象者)</p> <p>第3条 安心キットの配付を受けることができる者は、猪名川町内に居住し、かつ次の各号のいずれかに該当する者又はこれに準ずる者とする。</p> <p>(1) 75歳以上の者のみで構成される世帯の者</p> <p>(2) その他町長が適当と認める者</p> <p>(配付の受付及び場所等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>申請書は猪名川町生活部福祉課において備え、同場所において安心キットを配付する。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(配付対象者)</p> <p>第3条 安心キットの配付を受けることができる者は、猪名川町内に居住し、かつ次の各号のいずれかに該当する者又はこれに準ずる者とする。</p> <p>(1) <u>65歳以上のひとり暮らしの者</u></p> <p>(2) 75歳以上の者のみで構成される世帯の者</p> <p>(3) その他町長が適当と認める者</p> <p>(配付の受付及び場所等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>申請書は次に定める場所において備え、同場所において安心キットを配付する。</u></p> <p>(1) <u>猪名川町生活部福祉課</u></p> <p>(2) <u>日生連絡所</u></p> <p>(3) <u>六瀬連絡所</u></p> <p>(4) <u>猪名川町地域包括支援センター</u></p> <p>3 (略)</p>